

## 長岡市社会資本総合整備計画等事業評価監視委員会開催要領

### (目的)

第1 本市は、社会資本整備総合交付金その他の国土交通省所管の国庫補助金等の交付に係る事業に必要な評価及び監視に関する事項について検討するため、長岡市社会資本総合整備計画等事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### (任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 社会資本整備総合交付金その他の国土交通省所管の国庫補助金等の交付に係る事業について必要な評価に関する事項

(2) 前号に規定する評価について必要な監視に関する事項

### (委員の構成)

第3 委員会は、次に掲げる者のうち、8人以内の委員で組織する。

(1) 都市計画及び社会資本整備に関して学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3の第1号の規定に該当する委員のうちから、市長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

### (庶務)

第7 委員会の庶務は、土木部土木政策調整課で処理する。

### (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要領は、平成26年10月31日から施行する。

#### (任期の特例)

2 この要領の施行後最初に就任を依頼する委員の任期は、第4の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。